（やさしい日本語）

**生活資金の支援制度について**

地震**(**じしん**)**・津波**(**つなみ**)**のためにとても困**(**こま**)**っている人**(**ひと**)**は、国**(**くに**)**、県**(**けん**)**、市**(**し**)**、町**(**まち**)**、村**(**むら**)**からお金**(**かね**)**を受**(**う**)**け取**(**と**)**ったり借**(**か**)**りたりできます

被災(ひさい)した人＜地震(じしん)・津波(つなみ)でとても困(こま)っている人(ひと)＞は、国(くに)、県(けん)、市(し)、町(まち)、村(むら)からお金(かね)を受(う)け取(と)ったり借(か)りたりできます。

○災害弔慰金(さいがいちょういきん)

災害(さいがい)＜地震(じしん)・津波(つなみ)など＞で家族(かぞく)が死(し)んでしまった人(ひと)が

受(う)け取(と)ることができます。

○災害障害見舞金(さいがいしょうがいみまいきん)

災害(さいがい)＜地震(じしん)・津波(つなみ)など＞で大(おお)きなけがをして、治(なお)らなくなっ

てしまった人(ひと)が受(う)け取(と)ることができます。

○被災者生活再建支援金（ひさいしゃせいかつさいけんしえんきん）

災害(さいがい)で家(いえ)が壊(こわ)れてしまった人(ひと)が受(う)け取(と)ることができます。

どのぐらい壊(こわ)れたかでいくら受(う)け取(と)ることができるか、違(ちが)います。

○災害援護資金貸付(さいがいえんごしきんかしつけ)

災害(さいがい)で世帯主(せたいぬし)＊がけがをしたとき借(か)りることができます。

家(いえ)や持(も)ち物(もの)が壊(こわ)れた人(ひと)も借(か)りることができます。

＊世帯主(せたいぬし)…生活(せいかつ)のためのお金(かね)をいっしょに使(つか)っている

家族(かぞく)の代表(だいひょう)・家族(かぞく)のリーダー(りーだー)

詳(くわ)しいことは、被災(ひさい)したときに住(す)んでいた市(し)、町(まち)、村(むら)などの役所(やくしょ)にきいてください。